第10号様式(財産の引渡命令をした旨の通知書)

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 財産の引渡命令済通知書 | | | | | | | | | | | | | | |
| 滞納者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日  住(居)所  氏名　　殿  小野町長　氏名  下記の滞納金額を徴収するため、あなたの財産を占有している下記の者に対して地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第58条第2項の規定により当該財産の引渡命令書を発しましたので通知します。なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、小野町長に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。  　また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、小野町を被告として（訴訟において小野町を代表する者は、小野町長となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。  (1)　審査請求をした日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき。  (2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  (3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 占有者 | 住(居)所 | | | |  | | | | | | | | | |
| 氏名 | | | |  | | | | | | | | | |
| 滞納金額 | 年度 | 税目 | | 期別 | | 納期限 | 税額 | | 督促手数料 | 延滞金額 | |  |  | 備考 |
|  |  | |  | |  | 円 | | 円 | 円 | | 円 | 円 |  |
|  |  | |  | |  |  | |  |  | |  |  |  |
|  |  | |  | |  |  | |  |  | |  |  |  |
| 引渡命令財産 |  | | | | | | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | | | | | | |
| 引渡期限 | | | 年　　月　　日 | | | | | 引渡場所 | | |  | | | |

記載要領

この通知書は、滞納者の動産又は有価証券等で第三者が占有しているものについて引渡命令を発したときに、その旨を徴収法第58条第2項(同法第65条及び同法第71条第4項で準用する場合を含む。)の規定に基づき、滞納者に対して通知する場合に使用し、「財産の引渡命令書」とあわせて複写により作成する。